

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年6月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100214号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200005号

## 第1 結論

昭和59年8月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年8月から昭和61年3月まで

私は、昭和59年7月に会社を退職し、同年8月頃に母や叔母の勧めにより、A市役所本庁で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していた。請求期間について、国民年金に未加入と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和59年8月頃にA市役所本庁で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として昭和61年4月1日と記載されており、当該被保険者資格取得年月日はオンライン記録と一致している上、オンライン記録により、当該被保険者資格取得に係る処理日は同年11月5日であることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたことが推認できることから、加入手続の時期について請求者の主張と一致しないほか、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)とは別の記号番号が請求期間当時に払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿による請求期間にA市で払い出された記号番号の全件調査を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100217号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200008号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年5月13日から昭和57年2月20日まで

私は、請求期間について、A社にアルバイトの講師として継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された履歴書により、請求者が、請求期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成3年1月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態、雇用形態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき所在が判明した13人に照会を行ったところ、6人から回答又は陳述を得られたが、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該6人のうちの2人は、専任講師以外の講師は、時間給の講師で、社会保険に加入していなかった旨陳述している。

さらに、A社の請求期間に係る事業所別被保険者名簿において、健康保険証の番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。